

平成23年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成23年10月19日(水) 午後1時30分～3時00分
会 場	長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室
出席者	委員14人(欠席 野本委員、柳原委員)、事務局13人
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 保健福祉部長あいさつ</p> <p>3 協議事項 進行：小山会長</p> <p>(1) 地域包括支援センターの整備(増設)について 介護保険課 矢島課長補佐 説明 (別添「資料1及び資料1-1～1-3」参照)</p> <p>(2) 次期介護保険事業計画における地域包括支援センターの在り方について 介護保険課 矢島課長補佐 説明(別添「資料2」参照)</p> <p>(3) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について 中部地域包括支援センター 戸谷係長 説明(別添「資料3」参照)</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>協議事項(1) 地域包括支援センターの整備(増設)について</p> <p>中部包括の担当区域を分割して芹田地区に地域包括支援センター(以下「包括」)を1か所増設するということが、増設後も中部包括の高齢者人口が1万人を超えている。例えば芹田地区に隣接している第5地区を新設のセンターに割り当てるなどして、更に高齢者人口の均衡を図るべきではないか。</p>
事 務 局	<p>今後新設する包括の高齢者人口は6,000人以内をしたいと考えている。芹田に第5を加えると6,000人を超えてしまうので、今回は芹田地区単独としたい。平成26年度までに包括を17か所設置することを目指しているが、中部包括の担当区域についてはその中で検討していきたい。今回は中部包括と博愛の園の担当区域の見直しを併せて行い、芋井・戸隠・鬼無里地区を中部包括の担当区域とすることとした。これは、民間の事業者が参入しにくい地区について、市の責任として直営包括が担当するべきと考えたため。</p>
委 員	<p>今後再編される可能性があるということか。</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
委 員	<p>包括の役割について聞きたい。前回お尋ねしたところ、高齢者だけでなく障害者や児童の相談も受けているということだったが、資料では包括の設置にあたり高齢者人口を基準にしている。やはり包括は高齢者だけを対象にしているのか。</p>

事務局	介護保険法の施行規則では「第1号被保険者（65歳以上の高齢者）がおおむね6,000人ごとにひとつの包括を設置すること」としている。また、介護保険法では包括的支援事業の対象者を「被保険者（40歳以上の人）」としている。ということは、包括の支援対象者は主に65歳以上の高齢者ということになるわけだが、高齢者の支援を行う中で、その家族に障害者や児童がいて問題を抱えている場合は、一緒に相談を受けている。
事務局	高齢者に関する問題以外のことは、それぞれの担当部署につないでいくのが包括の役割かと思う。
委員	選考委員会設置要領について、委員が7名ということだがどういった構成なのか。
事務局	保健福祉部長、介護保険課長、介護保険課課長補佐5名の合計7名です。
委員	市の保健福祉部職員だけで構成されているようだが、市の他部署の職員や公募委員を加えるべきではないか。
事務局	応募書類の審査等を行うための委員会であり、運営協議会に候補者を報告するまでの事務的な作業なので、保健福祉部職員だけで行いたいと考えている。
委員	みなさん（他の運営協議会委員）はどうお考えか伺いたい。
委員	21年度の包括増設のときはどうだったのか。
事務局	21年度の際は、この設置要領に記載のあるとおりに選考委員会が開かれたが、設置要領は作成されていなかったため今回文書化した。
委員	最終決定ではなく、あくまで書類審査や面接を行うということなので、担当部署の職員だけで構成していても特に問題ないのではないか。
委員	募集要領の中に芹田地区のランチ設置について触れられているが、「設置しない」とまでする必要があるのか。
事務局	現在、高齢者人口が6,000人を超えている包括にランチを設置している。設置していないのは包括安茂里だけ。今回芹田地区に設置する包括は高齢者人口が6,000人を超えないので、ランチは設置しないこととしたい。
委員	現在芹田地区には、ランチとして在宅介護支援センター長野赤十字病院（以下「日赤」）が設置されているが、新設の包括が日赤ではなく別のところになった場合、日赤の扱いはどうなるのか。

事務局	<p>日赤の扱いについて今はっきりと申し上げられることはないが、将来的な話として、市内に包括が適正に設置された場合、既存のランチは必要なくなると考えている。高齢者人口だけで一律に判断するわけにはいかないが、ランチとしての在宅介護支援センターをどうするかは、包括の設置状況などいろいろな面から検討していきたい。</p> <p>(事務局案どおり承認)</p> <p>協議事項(2) 次期介護保険事業計画における地域包括支援センターの在り方について</p>
委員	<p>医療では、脳卒中の地域連携パスや大腿骨骨折連携パスというものがある。病気やけがで入院された人が、手術など急性期の処置をしたあと回復期のリハビリに移行する際の連携をうまくやろうというものだが、この人たちが在宅に戻った場合の連携をどうしたらよいかを検討しているところ。資料の「包括の今後の在り方」に「医療、介護・・・が連携した包括的な支援を推進」とあるが、ぜひこの部分で御協力いただきたい。ネットワークを作ることで、地域からの情報を医療にフィードバックいただく、また、地域での支援に医療面からのアドバイスもできる。</p>
委員	<p>「総合相談支援業務」というのはどういった業務なのか。</p>
事務局	<p>例えば介護認定を受けたいがどうしたらよいのか、病院を退院したあとどうしたらよいのかなど幅広い相談を、包括とそのランチである在宅介護支援センターで受けている。</p>
委員	<p>対象者は高齢者だけか。</p>
事務局	<p>入り口は高齢者に関する相談であっても、その人の家族や関係者に関する相談と一緒に受けている場合もある。</p>
委員	<p>高齢者以外の人々の相談窓口は他にもあるはず。包括では介護保険の被保険者だけの相談を受ければよいのであって、その他の人の相談は始めから担当の窓口に行ってもらえばいいのではないか。</p>
事務局	<p>包括では、高齢者以外の相談も受け付けて、それぞれの専門の機関につなげるコーディネートを行っている。</p>
委員	<p>私は、介護を必要とするのは高齢者ばかりではないのだから、介護保険の対象を高齢者に限定するのはおかしいと思っている。</p>
委員	<p>高齢者はこれからどんどん増える。介護保険の対象者以外の相談を受けていたら、介護保険の財政は破綻してしまう。</p>
委員	<p>議論が脱線しているようだが、現行の制度の中での包括の在り方を協議するべきだ。</p>

委員	誤解があるようだが、包括では相談を受けて、それぞれを専門の機関につなげているだけなので、障害者や児童の面倒を一から十まで見ているわけではない。
委員	事務局から説明のあったとおり、包括では基本的に高齢者を対象としているが、その支援を行う中で発生する障害者や児童の相談については、それぞれの専門機関につなげていて、それが包括の役割であるということで理解いただきたい。資料にある今後の包括のあり方について御意見がある場合は次回までに事務局に伝えてほしい。
	協議事項（３） 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について
	（質問なし） （事務局案どおり承認）
	その他
委員	地域包括ケアの中心は高齢者の介護だと思う。そのために包括の役割をはっきりさせるべきだと考えている。派生してくる問題にばかりやっていると包括の本来の役割が果たせない。包括の在り方について思うところがあるので先ほど発言させてもらった。この運営協議会は委員が自由に意見を述べる場でなければならない。
委員	もっともな意見だが、あまりにも逸脱した議論は収集がつかず時間の無駄だ。
委員	もう一度総合相談支援事業について伺いたい。  ・ ・ 直営包括 3 所長からそれぞれ説明 ・ ・
委員	やはり、高齢者以外の相談はそれぞれの相談窓口に行くべきと思うが。
委員	一般の市民は世の中の制度や仕組みについてよく知らない。どこに相談に行けばよいのかわからないときに利用するのが包括だと思う。包括のような場所があると安心できる。包括の対象者の範囲を決める必要はない。
委員	包括の業務については、前回配付された「事業報告」に記載されているのでそれを見ていただきたい。また、市民向けのパンフレットなどがあれば配付いただきたい。その内容について意見がある場合は事務局に伝えてほしい。
事務局	次回の開催は 1 1 月 2 2 日を予定している。次期介護保険事業計画の素案について御意見いただきたい。